(2)

18日 | 認可 |

(平成7年8月1 (第三種郵便物調

搬

拠

3 で働き続けるために、努力してきた。し 、私たちの安心・安全への願いを否定。 着の命と安全を守る特別決議 港せど、 平和と港湾労働

たま

私れ

安るあるを

けにす員

安倍政権は している

が者の声に耳を傾 た、今も戦争状態 は器使用も可能と で努力する自衛隊 対する多くの市民や労働者の声に、いよいよ本年11月には、今も戦「駆けつけ警護」で武器使用もる。大震災や災害に日夜努力する。大震災や災害に日夜努力する しよう なれている い。 イレイ、 合わせイ、 交代時期に合 訳入ったと いるのである。 国づれた。 |争する| |行探決| 安倍政権は、昨年9月に憲法違反・戦争ることなく、安保法制(戦争法)を強行ある南スーダンへの PKO 派遣部隊の交化る部隊の派遣準備のために、実践訓練にを事実上の戦場に送り込もうとしている 安心して別 日を拡大さ と、美利用、利用、 な暮らし | |湾の軍事 平和ない。 おびば以び

作年、

「交戦権の否認」を明記しており、

南スーダンPKOへの自衛隊の

日本の平和主義を象徴する憲法九条は

・推進政策、

どを加速させ、アベノミクス政策も強引に進

議決定から安保法制

めようとしています。

戦争法をめ

そもそも、

5 m°

よりも優先される。

出すことは確実です。 戦争法の具体化、

めています。

議席を獲得したことにより、

私たちが直面しているのは、

和と民主主義の危機にほかなりません。

が持つのは

立憲主義を否定する「集団的自衛権行使容認」

自国への攻撃を防ぐため戦うことはできると解釈、

斉に出されてくる恐れもあります。

ないように歯止めをかける役割を担っている。現行憲法もこれに基づいて

憲法改悪へ踏み

破壊政策な

「自衛力」と説明し、合憲と位置付けてきた。今後の衆参院で

集団的自衛権の行使などでの交戦規定の改定など、戦争法

政府や国会議員などの国家権力が勝手に権力を乱用し

戦争の放棄

海外で武力を行使することは認められ

戦闘部隊派遣、自衛隊の物品役務相互提

ひたすら戦争準備を推し進

どんな法律や政府の決定

| 戦力の不保持 |

(戦争法)を強行採決し、

ぐって緊迫した情勢が予想されます。

憲法とは国を統治する最高法規で、

戦後初めて衆参で三分の二の

沖縄県辺野古への基地建

雇用

ない事態が進行している。本年8月 た輸送船が名古屋港に寄港し装甲車 えし 1 15% 10 W 初」 a備を実感せる 米軍がチャー の準 争くし 巻湾の現場においても、 ※と米軍の共同訓練の--き車の荷役が行われた。 海溪湖 一、 大 引 料

(が実弾射撃を交えた防御から攻撃に転ずる部隊の連携訓練り私たちの職場である商港が実践訓練に利用される初めての 350/海河)合計1,30 63 貝じ 隊報 衛と とあ 兵で 米資る たは、 要な物。 スであ と必一 にケ

私たちの職場である港湾が、実弾射撃も含む訓 顕著な事例であり、私たち自身が基地に身を置いるのである。 t) によって、4 1変わっていく 算態が進行してい 争ら、後に多く、 人 ぐら 寒 よれ 保決制している。 これは、憲法違反の り兵站基地として欄 ことの危険や不安を 練くいる。

#的な苦痛を強いら 寄り添い、平和を希 りための行動も組織 日常的に精神的にたれた寄り、決議し、そのだけ にみ」とを 存する港湾であるがゆえ 叫ぶ沖縄の声を自らの痛 「辺野古新基地建設反対 併と とだも 地界に 基限め 、うた らもく 間かれ、なる数では、 のえを伸び守 縄教法 沖を憲 ムたちは、かている現実な ている現実も する日本国紀 てきた。 れ求し 数ですて

ર્જ્ય ろん、全国の港湾において るために、憲法を活かすこ 要性を再確認してきた。 5は、沖縄はもちろ fな願いを実現する たかうことの重要 た率と によって、私力 さたいという 多くの仲間と にき 験働と O取り組みの経り お港で安心して働 りにたたかうこと のな的 こ和常 半日

/だいるい。 職場を守く 27 進し 20 04 に発 . る道(平和) 1、平和を破壊する 5険性に憂慮し、∃ ことを決議する。 な権が、戦争への道、 き湾の軍事利用の危险 L帯し、たたかうこと 安倍政権で、港湾が、港湾は名と連続 したがって、3 間の現実から学2 3・国民・労働者 縄民

て、かの中の中の

: に強く抗議しいかのに、多く

とる

全国港湾労働組合連合会第9回定期大会

あらためて、 平和のために

6

月15日

| (株)きかんし 制作部 SUPER DIGITORIAL/EX V